

役員退職金の支給による株価引下げ策

役員退職金の支払により、株価を半永久的に低い水準で維持し続けることは不可能です。

役員退職金を支払うことにより、一時的に株価が低くなった時に株式の移転を行うなど、株式の移転まで踏まえて計画的に実行してこそ、真に効果のある対策といえます。

では、いつの時点で株式の移転を行えばよいのでしょうか。それをまとめたものが次の表です。

	<p>生前退職金の支給が類似業種比準価額に反映るのは、生前退職金を支給した翌期になってからです。類似業種比準方式は、贈与や売買をする時点の直前期末の決算書・法人税申告書等の数値を基礎に算定するからです。</p> <p>(ケーススタディ)</p> <p>①</p> <p>The timeline shows the following events:</p> <ul style="list-style-type: none"> H12/3月: 3月決算法人 7月: 7月役員退職金支給 H13/3月: 直前期末 (labeled with a bracket under the timeline) H14/3月: 株式移転のチャンス (labeled in a box) <p>Below the timeline, the period from H13/3月 to H14/3月 is labeled "贈与・売買" (Gift/Giving and Sale/Buying).</p>												
②	<p>類似業種比準方式は課税時期の直前期末の決算数値を基礎にするため、死亡退職金の支給が株価に反映されません。</p> <p>平成13年5月に死亡、平成13年7月に退職金の支給があった場合には、相続税申告における類似業種比準方式の直前期末は平成13年3月となります。</p> <p>平成13年3月期の決算には、平成13年7月に支給された退職金が含まれていませんから類似業種比準価額は、対策前の価額となります。</p> <p>The timeline shows the following events:</p> <ul style="list-style-type: none"> H13/3月: 直前期末 5月: 死亡 7月: 退職金支給 												
	<p>純資産価額方式の場合には、課税時期（死亡の日）現在の純資産価額を求めますので、死亡時点で支給されていなくても、未払金として計上することができます。従って、純資産価額方式の場合には、死亡退職金の支給が株価に反映されます。</p> <p>◆ 退職金支払の株価引下げ効果</p> <p>③</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>評価方法</th> <th colspan="2">効 果</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">純資産価額方式</td> <td>生前退職</td> <td rowspan="2">資産の減少</td> </tr> <tr> <td>死亡退職</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">類似業種比準方式</td> <td>生前退職</td> <td>利益の減少 純資産の減少</td> </tr> <tr> <td>死亡退職</td> <td>影響なし</td> </tr> </tbody> </table>	評価方法	効 果		純資産価額方式	生前退職	資産の減少	死亡退職	類似業種比準方式	生前退職	利益の減少 純資産の減少	死亡退職	影響なし
評価方法	効 果												
純資産価額方式	生前退職	資産の減少											
	死亡退職												
類似業種比準方式	生前退職	利益の減少 純資産の減少											
	死亡退職	影響なし											